



広 報 まつざき

お知らせ版

令和3年4月15日(木)第371号
毎月中旬・下旬発行 全戸配布
発行 松崎町企画観光課
電話 42-3964(直通)
E-mail kankou@town.matsuzaki.
lg.jp
URL https://www.town.
matsuzaki.shizuoka.jp/

クッキングセミナー

(兼食推協養成講座)参加者募集

- 【対 象 者】 食事を通じた健康づくりや食文化の継承に興味があり、原則4回のセミナーに参加できる方。
- 【内 容】 健康づくりに関する講義と調理実習
- 【参 加 費】 各回500円
- 【日 時】 5月13日(木)、7月1日(木)、9月2日(木)、1月13日(木) いずれも9時30分開始
- 【場 所】 環境改善センター 調理室
- 【講 師】 町保健師、町管理栄養士
- 【申込期間】 4月15日(木)～5月7日(金)までに、健康福祉課へ電話でお申し込みください。
- 【持 ち 物】 参加費(各回500円)、エプロン、三角巾、筆記用具、健康診断結果(ある方のみ)
- 【そ の 他】 新型コロナウイルス感染症の流行などで変更や中止になる場合があります。ご了承ください。



【問 合 せ】 健康福祉課(TEL42-3966)

松崎町公式SNSについて

町では、広報紙やホームページでは伝えきれない町の魅力をより多くの方に発信するため、イベントや観光、風景などの写真を、「フェイスブック(Facebook)」や「インスタグラム(Instagram)」で情報発信しています。

ぜひご覧ください。

○松崎町公式フェイスブック

「今日のまつざき」

<https://ja-jp.facebook.com/town.matsuzaki/>

○松崎町公式Instagram

「静岡県賀茂郡松崎町」

https://www.instagram.com/matsuzakitown_official/

【問 合 せ】 企画観光課(TEL42-3964)

図書館だより

《新着図書のご案内》

〈一 般〉

- ◎ラスプーチンの庭
中山 七里 著 / KADOKAWA
- ◎キッチンからはじめる再生栽培
原 由紀子 監修 / ブティック社
- ◎青天を衝け 《前編》
大森 美香 作 / NHK出版

〈児 童〉

- ◎あしたの幸福
いとう みく 著 / 理論社
- ◎あらいくん
中川 ひろたか 文 / 世界文化社
- ◎いただきます。ごちそうさま。
あさの あつこ 作 / 岩崎書店

白石康次郎 特集コーナー 設置中!



【問 合 せ】 図書館(TEL42-3972)

児童福祉週間について

5月5日(こどもの日)から11日までは、「児童福祉週間」です。「児童福祉週間」は、子どもの健やかな成長、子どもの家庭を取り巻く環境を国民全体で考えるために、全国各地で行事や啓発事業を行う期間です。

子どもたちが、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かにたくましく育っていけるような環境・社会をつくっていくためにも、私たちができることを考えてみませんか。

○令和3年度児童福祉週間標語

～あたたかい ことばがつなぐ ころのわ～

【問 合 せ】 静岡県健康福祉部子ども未来課
(TEL054-221-3546)

ポスター・標語・青パト写真募集！！

10月に実施される「全国地域安全運動」を啓発するため、ポスター・標語・青パト写真を募集します。
この機会に特殊詐欺などについて考え、ぜひご応募ください。

【テーマ】

- ①特殊詐欺・悪質商法の被害防止（ポスター・標語）
- ②青色回転灯装備車の活動中の写真
- ③暴力団への加入阻止(標語のみ)

【応募のきまり】

応募作品の裏面に、住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号、職業または学校名、学年を明記してください。

○ポスター

- ・デザインは四切サイズ(540^{mm}×380^{mm})のヨコ描き ※規格外は審査対象外となります。
- ・作品にスローガン(キャッチコピー)の文字は入れない

○標語

- ・応募は、1課題につき1人1点
- ・郵便はがきか、はがき大のものにタテ書きで、1枚の用紙に1点のみ記入

○青パト写真

- ・応募は1人5点まで
- ・カラープリントA4サイズ ※規格外は審査対象外となります。
- ・デジタル写真可 ※ただし印画紙にプリントしたもの。

【締切り】

問合せ先へ令和3年5月17日(月)までに郵送してください。

【昨年の作品例(標語)】

- ・暴力団 徹底排除の 街づくり
- ・ポケットに 防犯ブザーと 警戒心

【問合せ】 下田警察署管内防犯協会(TEL27-2766) 〒415-8528 下田市東中7-8

※防犯協会が集計し、静岡県防犯協会連合会に提出します。

森の力再生事業の継続と森林づくり県民税の 課税期間の延長について

県は、荒廃した森林を再生し、山地災害の防止や水源かん養などの「森の力」を回復するため、平成18年度から、県民の皆さまに森林づくり県民税をご負担いただき、森の力再生事業を実施してきました。事業は順調に進んでおり、これまでに約1万8千ヘクタールの荒廃森林の整備を行い、「森の力」は着実に回復しています。また、令和元年度の「森林環境譲与税」の創設後は、市町による地域の実情に応じた森林整備が始まり、県と市町はそれぞれの役割分担を明確にした上で、連携・協力しながら森林整備を進めています。

一方で、各地で集中豪雨の頻発により山地災害のリスクが高まっており、残りの荒廃森林の整備を速やかに完了させることが求められていることから、令和3年度以降も、事業を継続することとし、森林づくり県民税の課税期間を5年間延長し、令和7年度まで、ご負担をお願いすることとしました。

森林づくり県民税は、次のとおり県民税均等割に加算されます。

個人 年額400円

法人 均等割額の5%(1,000円～40,000円)

荒廃森林を再生し、森の恵みを次世代に継承するため、引き続き皆さまのご理解をお願いします。

【問合せ】 静岡県税務課(TEL054-221-2337)

静岡県賀茂農林事務所(TEL24-2082)